

〔書評〕

アンドリュー・ヴィンセント『国家の諸理論』

岡 部 悟 朗

一

本稿は、Andrew Vincent, 'Theories of the State', (Basil Blackwell, 1987) の書評である。

ヴィンセントは、現在、ウェールズ大学カーディフ校の政治学講師の地位にある。その傍ら、マンチェスター大学、ソルフォード大学、等でも講義を行なっている。一九七八年にマンチェスター大学から哲学博士号を取得した。これまで、トマス・ヒル・グリーンを中心にしたイギリス理想主義やヘーゲルに関する著書を出版している。⁽¹⁾

戦後政治学は、現実の国家の比重増大とは裏腹に、ドイツ国家学との訣別やアメリカ政治社会学の隆盛とによって、新しい国家論の展開をみなかった。しかし、一九七〇年代以降、主要には「ネオ・マルクス主義」者を中心にし、伝統的マルクス主義を反省・批判する形で国家論の活性化がくわだてられた。それはまた、それぞれの論者が属す国家現実的確な分析・把握の要求と並んで、何らかの変革の政治的実践要求とも結びついていた。かくして、「国家論の復権」、正確には「マルクス主義国家論ルネサンス」の時代を迎えた。⁽²⁾ この「ルネサンス」はマルクス主義内部にとどまることなく、一九八五年には、パリにおける世界政治学会第一三回大会がメインテーマ「変貌する国家とその国内・国際社会との相互作用

用」を設定することによって、政治研究者にとって世界的規模の共通テーマとなった。その大会における第一部サブ・テーマ「最近の政治理論における国家と社会」の組織者、B・パレクは、「現代国家はもはや市民からかけ離れた形式的強制的制度でなくなったこと」、つまり、近代以降の国家と市民社会の分離、という問題の再検討、また、地方分権主義や分離主義を含めた様々な国家の非集中化傾向、つまり、国民国家の再検討、そしてまた、諸国家間の相互依存性の増大、つまり、主権国家論の再検討、等と呼ばかけた。⁽³⁾

しかし、福田敏一教授が、つとに（一九七六年）指摘したように、「国家論の復権、ないし復興の動きは、……一定の成果を共有できるような状態にははるかに遠く、復興の叫びそれ自身が、実は期待や、要求の表明であると思われる場合も少なくない」⁽⁴⁾状態であったし、また、一九八六年の段階でも、「〈国家論の復権〉は、……グローバルで人類史的な課題とのかかわりでは、未だ緒に付いたばかりである」⁽⁵⁾といわざるをえないであろう。そうだとすれば、「われわれの予備作業は、まず現在国家の名と結びついて問われているさまざまな問題それ自体を、おさえて行うことではなければならないであろう」⁽⁶⁾。

こうした文脈に、ヴァンセントの『国家の諸理論』をおけば、福田教授のいう「予備作業」に貢献しうるものであると思える。さらにいえば、国家を中心にした観念、概念、諸理論を正確に画定しているところに特色があるから、より基礎的な「予備作業」といえるであろう。従って、ヴァンセントがめざすものは、歴史上の、乃至現代の国家分析ではない。あくまで、経験的な理論化ではなく、理論なのである。それはまた、たとえ歴史上の国家理論を議論する場合でも、政治思想的アプローチではなく、多様な思想や思想家から構成された歴史上の国家理論である。例えば、絶対主義国家理論は、ルイ十四世を中心にしたフランス絶対王政の現実分析ではないし、また、ボダン等の思想家を、政治思想史の通史の中に位置づけるのではない。ボダン等の思想を用いながらヴァンセント自身が理論構成したものである。

ヴァンセントの『国家の諸理論』はまた、現在の世界的規模の論争に直接に関与するものではない。本書の中で、国家

論の復権がネオ・マルクス主義者の貢献であることを認め、アルチュセールやブーランザスにも若干、言及しているものの、現実変革に関連した論争に少なくとも積極的に関与するものではない。ヴィンセントは、現在、現代イデオロギーに関する書物を執筆中、とのことであるから、その著書で論争に関与するかもしれないが、これまでの研究と本書についてはそうしないといえるであろう。

本書は、七章二二五頁で構成されている。第一章では、国家ステイトの語源およびその概念の歴史を解明し、国家とその同類概念との関連を論じ、幾つかの相異なる国家研究方法を考察し、最後に国家に関する理論的諸問題を検討する。続く諸章では、絶対主義国家理論、立憲国家理論、人倫国家理論、階級国家理論、多元主義国家理論が考察され、最後の章では、国家の理論は必要か、という問題が考察されている。従って、本書では、理論枠組においても主要な国家諸理論においても、国家の型、国家形態、統治形態、そしてまた、政党制度といった制度論は省かれている。

本書の書評にあたって、紙幅の関係もあり、紹介は概略的なものにとどめると共に、ヴィンセントの新しい問題提起と思われるもの、および、我々にとって疑問と思われるものにしほって叙述することにする。⁽⁸⁾

注

- (1) co-author (with Raymond Plant), *Philosophy, Politics and Citizenship: The Life and Thought of the British Idealists* (Blackwell, 1984) edited of *The Philosophy of T. H. Green* (Gower, 1986)
- (2) 加藤哲郎「西欧マルクス主義の国家論と政治学」、日本政治学会編『年報政治学・現代国家の位相と理論』、岩波書店、一九八一年、一五四頁
- (3) 内田満「IPSA第一三回世界大会に出席して」、『日本政治学会会報』第一〇号、一九八五年一月
- (4) 福田歓一「国民国家の諸問題——現代における政治社会論のために」『思想』六二三号、一九七六年、一頁。『国家・民族・権力』、岩波書店、一九八八年、に再録。三頁

- (5) 加藤哲郎『国家論のルネサンス』 青木書店、一九八六年、一五頁
- (6) 福田歓一『国家・民族・権力』、岩波書店、一九八八年、六頁
- (7) 因に各章各節のタイトルを示すと、
 第一章 国家の本質
 序―近代ヨーロッパ国家の形式的特徴―国家とそれ以外の集団概念―国家の同類概念―理論と国家―結論
 第二章 絶対主義国家理論
 序―絶対主権―所有論と絶対主義―王権神授説と絶対主義―国家理性と絶対主義―人格論と絶対主義―結論
 第三章 立憲国家理論
 序―立憲国家理論の起源―権威の制限論と分散化論―規則的な価値変動とその維持―結論
 第四章 人倫国家理論
 序―形而上学と哲学体系―個人的世界と社会的世界―国家諸形態―外的国家―政治的国家―人倫国家―結論
 第五章 階級国家理論
 序―伝統的階級国家理論―グラムシと国家―上部構造論の理論家―構造主義と国家―結論
 第六章 多元主義国家理論
 序―多元主義シェーマの諸変種―自由と団体―主権の問題―実在人格と団体―多元主義国家―結論
 第七章 国家の理論を我々は必要としているのか
 (8) 本書の全訳が今年、昭和堂から出版予定である、という事情もある。

二

第一章は、まず、政治と国家の関係を問うことから始まる。国家のみに政治を限定する政治学や、逆に国家を政治から切断する政治学、その双方を批判し、政治を国家よりも広域の概念としつつ国家発生以後では政治は国家を中心にして作用するという。これは常識的な確認といえよう。次に、「国家の理論」を論ずることが可能かどうかを問う。その際、「国

家の理論」を論ずることができないとする主張、即ち、現実の諸国家が歴史上も種々様々であるから統一した、単一の「国家の理論」は成立しないと主張する主張や、「国家」の観念が屢々擬人的に使用されるから「国家」の語そのものを避けるべきだとする主張に再反論する形で展開する。確かに、単一の名詞「国家」の使用には慎重であることを要請しつつも、国家について理論的に何らかの共通した実体が存在するという立場に立つ。「国家の理論」が成立するという場合、当然触れておかねばならないのは「無国家社会」の概念である。「無国家社会」の概念は、文化人類学等における「未開社会」や、^{ステート}国家に歴史的に先行する政治組織、即ち、ポリス、キヴィタス、レスプブリカ等の概念、また、一九・二〇世紀の無政府主義や共産主義にある理想社会概念、そしてまた、特に英米における国家なるものの伝統の弱い現代社会、にみられる。これらの「無国家社会」の諸概念を検討しつつ、ヴィンセントは、国家を一六世紀以降に時代画定される比較的近時の現象として押さえる。だから、ギリシャ、ローマ、中世の「国家」諸概念について^{ステート}国家概念との共通性、類似性より現代がそれらの諸概念に近代性を押しつけている側面を反省する。さて、国家とは何か、という場合、まず問題となるのは、^{ステート}国家の語の語源であるが、ヴィンセントは、ラテン語の語源から出発しつつ、英語の〈estate, status, standing〉の意味からの^{ステート}国家の語の意味の訣別を確認する。そして、^{ステート}国家の用語の最初の用例〈to stato〉をマキアヴェリに見出し、マイネッケやカッシーラーを、ヘクスターの最近の研究にもとづいて批判し、最初の近代用法は、フランス一六世紀の、デュ・アイヤン、ビュデ、及びボダンだとする。それでは、^{ステート}国家の近代用法とは何か、を問う場合、それへの答えを形式的な答えと実質的なそれへと分ける。その形式的な特徴とは、領土や主権や法等ではなく、「統治者、被治者双方に対する継続的な公権力」とする。実質的な特徴は、第二章以下の種々の国家理論において叙述される。第一章の後半は、^{ステート}国家以外の集合概念としての社会、共同体、民族、統治、行政、そしてまた、同類概念としての主権、義務、正統性、を論ずる。しかし、ここではそれぞれの観念の精確な定義というよりも歴史的な交通整理にとどまる。その交通整理自体については本稿では検討しないが、^{ステート}ヴィンセントがそれぞれの観念の精確な定義を避けたのは、——かれの理論枠組の問題とも関係す

るが——一義的な意味よりも、同一用語が個別の「国家理論」の中で別の意味で使われることを重視したためであろう。第一章の最後は、理論とは何か、を明らかにする。理論は、相互に結びつけられた諸概念の体系的な網の目であり、仮説・命題・証明からなる一般の性格をもっているが、社会・政治理論はそれに加えて現実変革性という特殊な性格も持つ。そしてまた、社会・政治理論は、同一の前提から同一の結論への必然的な推論過程が必ずしも存在しないという。例えば、自然状態や社会契約という同一の前提に立つても、結論は、立憲主義(ロック)、社会民主主義的福祉国家(ロールズ)、最小限国家と自由市場経済(ノージック)というように種々異なる。しかし、ここで重要なことは、社会・政治理論において前提——結論の必然的推論過程が存在しないとしても、それが何故であるか、という論理的説明であろう。それについてヴェンセントは解答していない。そしてまた、重大なことは、社会・政治理論の理論的性格は明らかにしても、国家理論の理論枠組を明らかにしていないことである。つまり、諸々の「国家」用語、それ以外の集合概念、同類概念を歴史的にあとづけても、一つの「国家理論」において、どの用語や概念が比重をもつか、そしてまた、それをいかに体系的、構造的に理論構成するかが、重要であろう。少なくとも「諸概念の体系的な網の目」をめざす理論としては不十分であろう。また、集合概念としての〈association〉や「政治体」、「政治社会」といった概念については全くふれられていない。ネーションについてもナショナルリズムの中でふれられるだけで、〈nasci, natio〉の語源や中世における「同国人学生団」の意味、絶対主義における民族意識の成長、ドイツ一九世紀の〈Volk〉と〈Nation〉の相違などは全く言及されていない。また、善や法などの嚮導観念や正義、自由、平等、公平等の思想も(多元主義国家理論における自由概念は除いて)、国家との結びつきがはつきりしない。自然や作為といった思考外被も同じである。

さて、第二章以下、国家の実質的特徴とは何か、見てみよう。まず「絶対主義国家理論」である。絶対主義は単なる復古主義とか専制主義と考へてはならない。絶対主義の一般的特徴は、何よりもまず、一元論的な神と一人の父なる支配者

を抱く秩序と階続性が宇宙論の文脈で考えられたことにある。第二にそれは、理論領域にとどまるものであり、少なくとも、現実国家は常に形成過程にあって完成されたものではなかった。第三に、封建制が、ウルマンのいう「上昇テーゼ」によって統治されるのに対比して、絶対主義は逆に「下降テーゼ」によって統治される、とヴィンセントはいう（このことについては後に問題にしよう）。第四に、絶対主義理論が戦争と無秩序を経験的背景にして生まれたことである。

絶対主義国家理論の理論的要素とは以下の五点である。即ち、主権論、所有論、王権神授説、国家理性論、人格論、である。第一の主権論については、ボダンとホッブズの理論が貢献したとされる。かれらの理論的斬新性は、①主権が立法的と考えられたこと。中世では国王大権は支配者たる権能に属す権利や責務の集合を指していたが、ボダンは、決定的なものは法を判定する権力であることを強調し至高性は法制定権の中に具現するとした。②中世は支配者を基本的に裁判官や行政官と理解したのに対し、ボダンは、主権者が王国内の究極的権限と權威を具現し、そしてまた法制度は至高の法的規範乃至手続きを具備しなければならぬとした。その意味では、一定程度、慣習法、自然法、基本法等を軽視する結果になった。③主権の論理を完全に容認したことにある。主権が至高でかつ法の源泉だとすれば、法は主権者の意志であり主権者は法に従属するはずがなかった（この点については、ボダンよりもホッブズの方が論理的に徹底していたと述べている）。しかし、ボダンのいう主権の諸性質、即ち、最高、最大、全体的、無制限ということについては、ヴィンセントは、これらの形容詞が異なる次元を指していたり、また「無制限」という實際上、不可能な事柄をボダンは述べたと批判している。④主権者と国家を同一視したことである。これは、ボダンやホッブズによるというよりも、後世の絶対主義者によって完成された。というのは、ボダンは、主権者が国家内部の至高の行為者とする場合もあるし、国家が主権をもつて、法にかなった統治であるとする場合もあるからである。

なお、主権の問題については、若干、未解決の問題がある。それは、主権をめぐる制限条件の問題と、団体生活の容認の点である。後者は、ボダンとホッブズを明確に区別する処となっている。ボダンのいう主権に対する制限条件とは、①

自然法と神法による束縛、②フランス憲政史上の歴史的條件、③主權付与法レイグス・インベイト、である。このボダンの制限条件についてまた様々な解釈があるが、今日の解釈では制限条件そのものが主權に不可欠なものであること、即ち、主權は絶対的であるが「無制限の」主權ということは理論的擬制を示すものである、とされている。団体生活の容認の問題は、主權者が国家の内部にあるとするボダンの一方の理論に照応している。かれは、家族、大学、ギルド等が国家に本質的な存在だと考えた。それはある意味でボダン思想における中世的殘滓とも考えられるが、法的權威への集中性と団体生活の存在による拡散性とは一種のバランスであった。この点、ホッブズが社会的中間団体——例えば組合コ・オペレーションを「内臓中の腸虫」と呼んだことと決定的に異なっている。

絶対主義国家理論の第二の要素、即ち所有論とは、要するに、封建的土地所有概念が、ローマ法の完全私有地概念アロイアタムの復活と共に、いかなる責務もなく・不可分の所有ドミニアムに支配權が絶対主權に結びつけられ、その過程に、主權付与法にあった支配職務論が合流したことにある。即ち、公的所有權と私的所有權の最終的な混同なのである。無論、この混同は矛盾を含むものであった。だから、主權の制限條件、いかえれば立憲主義論へと部分的に繼承されることになった。

第三の要素、主權神授説の基本論調は以下のとおりである。①君主政は神によって叙聖されること、②世襲の權利は無効にされえないこと、③国王は神に対してのみ責を負うこと、④臣民は宗教的責務として抵抗しなくてはならず受動的に服従するよう命令されること、である。神授説は法定主權論や王国所有論と融合することによって君主國家説を補強した。

絶対主義国家理論の第四の要素、国家理性論の「国家理性」の語の最初の使用者は、通常考えられているようにマキアヴェリではなく、グッチャルデーニやデラ・カーサであった（その用語自体はつとにキケロにあるから厳密に言えば、その用語の近代的用語はかれらである、というべきであろう）。しかし、その語の使用にはずみをつけたものこそ、マキアヴェリの『君主論』であった。それは、支配者に対する宗教批判を、支配者の中に宗教的權威を設定することによって克服した。その意味で、神授説が国家理性を正当化したのである。国家理性に関する解釈は幾通りもあるが、しかしそ

れはシニズムや、また政治行為の合理性というリアリズムでなく、キリスト教と全面的に両立可能な、道徳論なのである。君主は、目的上も手段上も最高の審判者であり、そこには個人的利益と政治体の利益とのいかなる対立もなかった。国家理性論の完成者はリシリュールやボッシュエである。かれらにあつては、国家の利益と宗教の利益であった。かくして国家理性は、一六〇〇年代終りに、神授説と——従つて、その背後にある法定主権論や所有論とも——融合した。

絶対主義国家理論の最後の要素、人格論は、国家を支配者の人格——自然人格か擬制的人格かは問はず——と同一視するものである。国家擬人化説はこれを背景にしている。リシリュールやその後のルイ一四世治下の絶対主義論者は、君主の擬制的人格よりもいよいよ現実の人格を強調するようになった。ここに、絶対主義論は最盛期を迎えることになるが、その最盛期においてこそ、理論上、實際上、窮境に陥ることになるのは逆説的である。というのは、君主の人格への権威や権力の徹底した集中化は、一方で君主の抽象化、非人格を促進するし、他方で公的業務の肥大化が現実には龐大な官僚群を必要としかつそれを生みだす為に、現実の君主をいよいよ名目化するに至つた、からである。従つて絶対主義国家理論は、実利的で^{アド・ホック}弥縫的な故にではなく、余りに論理的に首尾一貫しすぎた為に、混乱した現実と照応せず自己倒壊せざるをえなかつたのである。

以上が、ヴィンセントの絶対主義国家理論の概略であるが、二、三の大きな問題のみを指摘しよう。第一点は、ホップズを絶対主義の理論家に組み入れることである。絶対主権と主権の絶対性は異なるにもかかわらずヴィンセントはこのことの区別が明確でない。しかも、「ホップズが近代に特有の機械論的国家論の最初の体系的な、そして殆どそれを極限にまで押し進めた思想家であるという点は、今日政治思想史の領域では定着した評価⁽²⁾」なのである。第二の問題点は、ウルマンの「上昇テーゼ」、「下降テーゼ」の解釈の問題である。先述したように、ヴィンセントは、封建制Ⅱ「上昇テーゼ」、絶対主義Ⅱ「下降テーゼ」とするが、⁽³⁾ウルマンが主張しているのは、封建制Ⅱ「下降テーゼ」、近代Ⅱ「上昇テーゼ」⁽⁴⁾なのである。従つて、ヴィンセントが絶対主義Ⅱ「下降テーゼ」とする解釈・応用は別にして、少なくともウルマンは封

建制「上昇テーゼ」としておらず、例え封建制が多元的構成をとっているとしても「上昇テーゼ」とするのは無理であろう。最後に、絶対主義国家理論の理論枠組の問題であるが——その他の国家諸理論にもあてはまる——第一章で検討した様々な用語・概念、そして理論的性格とその国家理論の結びつきが今一つ明瞭でないことである。評者には、ネーションやナショナルリズムではなく、少なくとも民族意識の形成の視点から、ローマン・カソリック教会への対抗意識と神聖ローマ帝国からの離脱といった情勢を背景にしてその理論枠組を位置づけ直すことが必要ではないかと考える。そして対内的な面では、絶対主義における共同体論が検討されていない為に、例えばボダンの国家用語〈*estat, république*〉の意味自体も鮮明にすることが出来なかつたと思える。

第三の立憲国家理論に移ろう。その理論の中心的な理論的特徴は、様々な制限条件論にある。その際、制限条件とは、国家内部にあつて国家を制限するもの、つまり国家が統治する手段のことではなくて、〈*constitution*〉（この概念自体多様な意味があるにせよ）が国家に優先し、それが国家を制限する、ということである。そこにおいては国家は憲法秩序の擁護者である。〈*constitution*〉は、まず、ある存在の外被や内部作用を指すことから、ある政治構造の統治形態、例えばアリストテレスの「国制」コンステイテューションの意味がある。②に基礎法、基本法あるいは慣習法体系を意味する。イングランド普通法はこの範疇に入る。③は②の変種ともいえるが、太古の政治体制原理である。この範疇には、バークの「国家構造」、フランソワ・オマンの「ゴート体制」Celtic constitution等々が入る。④はイギリスの「権利章典」、フランスの「人權宣言」、アメリカの諸憲法等々の定文憲法である。この諸範疇を歴史的に並べれば、立憲主義觀念の起源を論ずることになるが、近代の立憲主義国家理論の起源としては、①ギリシャ・ローマ思想、とりわけローマ法、②ブラクトンのような法律家によつて明確にされた封建主義、③ローマン・カソリック教会における一五世紀公会議派運動、④セイシエルのような著作家によるフランス憲政論、⑤宗教改革及びその流れに立つ、ルター、カルヴァン、ユグノー派、モナルコマキ、そして反宗教改革派スコラ哲学、

そして、⑥イギリス革命期の混合王政・制限王政をめぐる論争である。この起源論の紹介、評価は割愛することにして、いきなり制限条件論に入ることにしよう。国家に優先する〈constitution〉、そしてそれによる国家（権威、権力）に対する制限条件は大きく三つに分けられる。即ち、歴史的・法的制限条件、制限上の制度装置、道徳的・哲学的制限条件である。歴史的・法的制限条件は、普通法や太古の政治体制原理、慣行、文書コルヴェンションズに分類される。普通法、基本法、あるいは太古の政治体制原理は、それそのものもつ古さ、もしくは長期にわたって確立された慣例である。ある意味で、パークの「国家構造」や「限嗣世襲財産」もこれに含まれるように、保守的な色調をおびているが、現実政治で果たした役割は主要には逆である。オマンの「ゴート体制」はモナルコマキの立場であったし、「サクソン体制」や「アーサー王体制」、「トロイ体制」はノーマン・コンクエスト以後の陸続たる体制を批判する為に持ち出したレヴェラーズの立場であった。慣行は、一八世紀に出現したもので、各国の行政機関においてそれは様々である。ただ慣行にはいかなる宗教的、神秘的含意もない。それは政治的・法律的手続きを拡大・補足し、影響を与える。慣行は政治家の利益によって変更されやすいから、さほど有効な制限条件ではないが、しかしそのことはある程度、定文憲法についてもあてはまるから、成文憲法の欠陥の故に発展するともいえるであろう。文書は、太古の政治体制原理や慣行規則の改変しやすさを防ぐために、明確な参照事項を与える処に効能があった。文書の歴史的な先例は、レヴェラーズのパンフレット、クロムウエルの統治章典、アメリカの諸憲法、フランス人権宣言等である。それは、国際連合憲章、ヨーロッパ人権憲章、また各国の憲法に継承されている。次に制限の為の制度装置には、混合体制、均衡体制、権力分立がある。混合体制の観念は、プラトン、アリストテレスにまで遡及しうる古代からの遺産であるが（例えば、プラトン『法律篇』第二章）、一七世紀イングランドでしきりに論ぜられた。それは、統治の分立機能を意味するものではなく、異なった支配や制度、階級や団体——例えば寡頭制的性質と民主的性質、あるいは国王、上院、下院といった——が混合されることによって高度な安定性が維持されるとするものである。従って、これらの異なる諸要素すべてに利益があると考えられた。しかしこれが立憲論と結びついた

場合、現実の支配的要素に対する批判、制限となった。均衡体制論は、混合体制論から発展し、かつそれと区別しがたいが、構成要素間の均衡によって権力が拘束・抑制されるとするものである。その典型的主張がブラックストーンの『ギリス法釈義』（一七六五年―一六〇年）である。権力分立についてはこれは余りに有名である。それはまず、つとにブラクトンが統治と司法権を区別し、一七世紀には立法権力と執行権力が区別されたが、一八世紀に至って初めて立法、行政、司法の三権力の区別が確定される。ロックの場合、主要な国家機能は依然、司法機能であったし、執行権力は外交問題を扱う連合権力を含んでいた。モンテスキューは『法の精神』第一編第六章のイングランドに関する考察で権力分立を論じたが、それは同著のごく些細な部分を占めるにしかすぎない。その内容も、イングランドの混合体制乃至均衡体制の理念型を論ずるものである。政治権力は立法権力と執行権力に二分され、執行権力は外交問題を扱う執行権力と国内法を扱う執行権力に細分される。「立法院は、二つの部分から構成され、相互的な阻止機能によって一方が他方を抑制するであろう。両者は執行権力によって拘束され、執行権力自体も立法権力に拘束されるであろう。」⁽⁵⁾これはまさに混合体制論なのである。モンテスキューにとつて、君主政が依然最善の統治形態であった。とはいえ、モンテスキューはアメリカ合衆国の著作家に知的武器を与えた。道徳的・哲学的制限条件には、自然法、自然権・人権、契約思想、同意、人民主権、民主主義、市民社会の諸概念がある。自然法は、自然や人間的自然の中に不文の法典があるとするギリシャ思想に淵源するが、ストア学派、キリスト教思想を経て（性格上の変化を伴った上で）、近代に至る。近代自然法は、それまでの客観的、理性的法則から変化し、主観的、理性的格率という性格をもった。それはホッブズ、ロック、プーフエンドルフ等の自然法にみられるが、かれらは、主権の基礎を自然法におき、そのことによって自然権を有効にし結果的に政府を拘束するべく作用するよう構想した。自然権や人権は、この自然法と密接に結びつくが、それは個人や統治体に固有のものであり獲得も消滅も移譲も不能であつて、かつ個人や統治体を道徳的に拘束した。それは政府活動に対し明確な制限条件として作用するから、最善の国家とはこうした諸制限の具体化、成文化に努める立憲国家であつた。契約思想は、旧約聖書、プラ

トンの『国家』、アキナス、封建主義の臣従契約、あるいはマグナ・カルタ、ハンガリー金印勅書等にみられるが、それは、アルトジウス、モナルコマキ、及び反宗教改革派のマリアナやデ・ソトたちによって発展された。その後、ロック、ルソーによって確立される。近代の契約思想は、契約当事者が、神と人民、神と国王、神・国王と人民、また政府と個々の市民、それが何であれ、そしてまた契約構成論が社会結合契約か統治契約であれ、理性的個人を前提にし、その諸個人の個人的諸権利を保護する為に統治が存在すると考える。だから、眼目は自由の最大化なのである。立憲主義にとって肝要なことは、そうした契約を文書に具体化することであった。例えば、バーカーのいう憲法とは「国家を構成する契約の諸事項」であった。同意は、自然権や契約思想に重なっているが、同意論は必ずしも契約論を必要とするとはいえない。同意論の本質は、政治的権威に同意しない場合、政治権力を支持したりそれに従うよう義務づけられないところにある。権威に対する義務は、意志に基づく行為、意志的な選択によって授権乃至譲渡することによって生ずる。だから同意は、約束の型、許可によって与えようとする一様式、権威賦与の一形態、及び他人に信頼を引き起こさせようとする形態である。次に人民主権の問題である。人民主権は、主権概念のあいまいさに加えて人民の概念のあいまいさによって非常に問題をはらんでいる。ローマ法の命令権法はポピュルス概念によってある意味で「人民主権」を先取りしていたが、モナルコマキや反宗教改革派スコラ学者の民衆主権は民主政とは無縁であった。また、クロムウェルたちの国民主権は恒産無き人民を国民から排除していた。主権が全人民と一体化されるのはルソーにおいてである。人民主権の思想は、人民がその権力を放棄したのか、あるいはまた、その場合、放棄した権力を回復することができるのかどうか、そしてまた、人民全体が法の源泉や主体たりうるのかどうか、あるいは人民とは一体誰なのか——代表者乃至選挙人団との関係はどうなのか、かくも多様な問題をはらんでいる。せいぜい歴史的には、ジェームズ・マディソンのいう「政府に対する補助的な予防措置」にすぎなかった。さて、民主主義には、古典的に二つの思想系列がある。参加モデルと代表制モデルである。そのいずれであつても、民主主義はいかなる一集団の——大衆か特権階級であるかは問わず——支配を妨げる手段上の方

策として利用されたのであった。ペンサム、ジェームズ・ミル、J・S・ミル、マディソン、誰をとつても、民主主義が本質的な善乃至価値であると考えなかった。ただこの中でJ・S・ミルが、本質的な善とする民主主義観に最接近したが、それも「凡庸な多数者」あるいは特権階級の「邪悪な利益」のいずれかを統制する為であつて、トーマス・ヘアの比例代表制論に基づいて一特殊集団の支配を防ぐことであつた。一九世紀の自由民主主義も市民団体を議會制の枠内の形式的・制度的手続きに流し込むことであつた。しかし、それは反面、事実上政府を統制したから、政府への統制、正統化の両面があつたのである。最後に市民社会概念であるが、それは、一六世紀以降、所有権の自立性の思想を通して發達し、個人のプライバシー、安全、恣意的干渉からの自由の主張と共に生まれた。だから、所有権の範囲外のもの、更に正確に言えば自由市場の中で、ある者が失いある者が獲得することに制限がない場合、法的平等や人格的自立性そのものが失われてしまう。また所有権の自立性はあくまで立憲国家の枠内のことであるから、国家そのものが経済的、政治的、軍事的危機に陥れば、屢々、自由な市民社会領域そのものが存在しなくなる。しかし、市民社会のシェーマは、法の支配の原理と結びつき、手続き上の公正さや正しさと相俟つて、合理性と国家への統制を確保したのである。立憲主義はまた、屢々、自由主義と結びつけられてきた。この結合は、一六八〇年代、即ちロックにさかのぼる。しかし、ロックの場合にも、大衆の平等選挙権、定期選挙、またいかなる民主主義形態にも全然関心を払わなかつたように、この結合は、労働者階級を初めとする大衆の登場、あるいはまた、国家の肥大化乃至国家の市場介入によつて修正・変容せざるをえなかつた。

第四章、人倫国家理論では、ヘーゲル及びヘーゲル主義者が検討される。ヘーゲルの国家は精神の展開であるから、まず精神から説明される。精神は、自己造出し、自己同一化し、かつ自己修正する体系であり、また、自己疎外と自己發展と自己合一の永遠の活動である。一切の現実には精神の展開である。弁証法はこの知的過程の現実の内的運動である。弁証法的進展とは、そこにおいて超越されてきたものが同時に保存されることである。弁証法的体系の全体構造は、

『哲学諸学綱要』^{エシテユクロバテイ}で示されるが、その構成は論理学、自然哲学、精神哲学の形をとる。論理学は純粹な思惟の学であり、量、質、程度、現象等々の普遍的カテゴリーによって經驗を構造化する。論理学は新事実を発見するものではなく我々が既に所有しているものごとを我々に細部にわたって明らかにするものである。自然哲学は外的存在を精査する。自然は外部の思惟として現象する。精神は自然を外的客観としてあつかう。自然の哲学は、物質、運動、空間、時間、有機的生命、そして意識を扱う。精神の哲学は三つの段階を論ずる。即ち、第一段階は意識の成長を扱う主観的精神である。第二段階は客観的精神である。精神は、社会的・政治的・道德的・法律的構造に根付かされる。国家はこの段階にあるが、国家は主要には『法の哲学』で論じられる。第三段階は絶対精神である。絶対精神は、その段階で、全体的におのれ自身を完全に理解する。全体の弁証法的相互関連を把握する能力が理性である。従って、個人と国家の關係は、主観的精神と客観的精神の推移の中にある。まず、主観的精神の心理学部門の三段階で考究される。即ち、理論的精神、実践的精神、自由な精神の三段階である。理論的精神は、直観的知に始まり、構想力、想起、記憶、そして概念的思惟、判断へと進む。思惟は諸対象を思惟の要件に適合させるだけでなくそれを操作する。この段階で実践的精神へと移行する。個人は衝動や動機に従って世界を改造する。それが意志である。意志はおのれ自身を存在へ転化する思想である。意志する場合、個人はおのれ自身の対象である。個人は多様な意欲や衝動を統御し、特定の個々の目標の範囲内にそれらを体系化する。諸個人は、その衝動を、そうした社会的に定立された規範によって統御するところに具体的自由が存在する。自由とは理性の対象によって決定された意志、即ち、諸個人が理性の対象に基づいておのれを決定する場合の意志である。理性の対象は、家族、職業団体、隣人等々のような社会制度に具現された諸法に導かれる。理性をもつこれらの諸制度が「客観的精神」である。社会領域は、かくして人間の意志の構造を具現するのである。ヘーゲルの国家理論は、初期の『ドイツ憲法論』と成熟期の『法の哲学』と少しく異なる。『法の哲学』の段階での国家は、通常、二様に考えられているが、ヴィンセントは、三通りの意味があるとする。即ち、①市民社会の文脈での国家、「外的国家」、②政治的国家、③人倫国家、である。市民社

会市場では、個人はブルジョア個人主義的に個人の利益や権利を主張するから、「抽象法」、「道徳法」等をもつ外的国家はそれに対して中立的な態度をとる。政治的国家では政治的権威や権力の体系が考察される。それは、君主権、統治権、立法権に具体化され、市民の利益の総体を反映する。しかし、国家は外的国家、政治的国家にとどまるのではなく、国家成員の眞の倫理的関心を具現する人倫的制度へむかう。それが人倫国家であり、それは人間の發達及び歴史發展の極点である。もう少し詳細に見れば、外的国家は、諸個人が自由に活動する市民社会に対し、中立的な調停者として振るまう最小限の立憲秩序である。いいかえれば、国家は個人の行動の盛衰の背後にある形式的な法の支配を維持する為に存在する。ここでは個人の自由が至上である。とはいえ個人は、自らの自由を満たす中で、陶冶される。この意味で、この国家概念は、自由主義的・立憲国家概念である。次に政治的国家は、一言でいえば、立憲君主政の客観構造であり、諸権力の適格な分割を具現する。しかし、諸権力の分割は、相互に対立したり、国家に刃向うものではない。立法権は政策と立法に対し普遍的な一般方針を規定し、統治権は一般的立法の特殊な適用を遂行し、君主権は個別的な最終的意志決定を行う普遍性と特殊性の統一を表わす。しかし、ここで注意されなければならぬことは、君主権は国家と同一視されるのではなく、君主の中で国家が現実となるのである。また、統治権は最高審議職と協議体を備えている。この官僚制は、ウェーバーをしのげるものがある。また、立法権は、最終意志決定者としての君主と身分制議會とを含んでいる。身分制議會は上院と下院から成るが、しかし、それは普通選挙制ではなく団体代表である。ここでも身分制議會は、市民を陶冶する教育機能をもっており、多元的に統合する。最後に、人倫国家——これこそ「固有の国家」である。人倫国家は、外的国家と政治的国家を止揚するものであり、一言でいえば人倫的共同体である。その人倫性の根源は家族にあり、家族において、愛情、信頼、相互奉仕等と共に、集團の価値、規範及び目標を得る。そして、市民社会における第二の家族——職業団体において、諸個人の社会化と、身分制議會を通じての統治への参加を得る。職業団体は、福祉機能や教育機能の役割をもち、社会的「陶冶」を与える。この段階での国家は人倫国家において、眞の自由が獲得され、個人の意志の対象と理性の対象

とが一致する。ギリシャにおけるポリスは、共同体的規範との一体性について無自覚であったし、ギリシャ人にとって制度からの疎外はなかった。キリスト教もまた、超越した神への服従を説いたから道徳的完成は政治生活の外にあったし、また私的信仰心や私的関係を説くことによって断片的な個人主義を招いた。ギリシャ生活の普遍性とキリスト教の特殊性を統一するものこそ、人倫国家である。

以上が、ヴィンセントの説明であるが、最大の問題は、かれのいう三つの意味をもつヘーゲル国家概念の説明に果たして成功しえたかどうかである。そのポイントは、国家概念そのもの、とりわけ「人倫国家」概念の説明にあるであろう。ヘーゲルの国家は混合体制以上のものがあるであろうし、現実のプロイセン国家との関係も不明確である。そしてまた、これが非常に重要であるが、ヘーゲルの民族概念、〈Volk〉と〈Nation〉の関係であり、またそれと〈Staat〉の関係である⁽⁷⁾。つとに金子武蔵は、「ナチオンの実体的統一は、無媒介的自然的であるために、一面に於ては国家の全範囲に至るも、他面に於ては個体に分裂し、その自覚はただ感性に対して『現実に現在する個々人に対する感情たる』愛として働くことにより家族共同体を構成し、愛はただこの共同体のみ人倫性を保有し、愛にとつてはこれ以上のもは『抽象物』であるにすぎず、またこれ以上の範囲に互るときには『無関係の同一』として悟性的反省的分裂に媒介せられざるをえない。……歴史的自然としての民族に着目し、テンニースに於けるごとくゲゼルシャフトに對立するゲメインシャフトを説き、人為的客体的なる前者と自然的主体的なる後者との相互轉換的総合として国家を把握しないこと……は、実にヘーゲルの人倫哲学の致命的欠陥である。」と指摘した。人倫が民俗の基盤をもたない限り、人倫国家は「ドイツ神秘主義の伝統に帰ら」ざるをえない⁽⁸⁾。

第5章、階級国家理論では、マルクス、エンゲルスの伝統的マルクス主義、グラムシ、そして構造主義的マルクス主義乃至ネオ・マルクス主義が論じられる。それらの諸理論、即ち、マルクス主義の国家論の中核的概念は階級概念である。

階級は、支配と抑圧、階級闘争に結びつけられる。しかし、この階級概念自体に問題があるのである。第一に、階級とは何か、ということであるが、それは通常、生産様式内部の特定の経済諸関係において一体的に結合された社会集団であり、差別的な報酬、権力、地位を得る。しかし、同時に階級が階級たる為には階級意識をもたねばならない。意識をもつという意味で階級は集団人格の意味をもつことになるが、マルクスはこれについて真に考察していない。第二に、いかなる社会集団が階級であるか、という問題である。『資本論』第三卷では、近代国家における主要階級とは、地主、資本家、賃金労働者、『共産党宣言』では、プロレタリアートと資本家、『ブリュメール一八日』では、プチ・ブルジョア、小作人、中産階級、知識人をも階級として言及する。産業資本家と金融資本家を区別する場合もある。ヴィンセントによれば、およそ十ほどの存在可能な階級をあげることができるという。第三は、財産所有、階級、国家権力という三者の関係の問題である。恐らく過度に単純化した『共産党宣言』を除けば、三者の関係を明白に述べた著作はない。次にヴィンセントは、マルクス主義の三つの知的源泉を指摘し、その思想的発展過程を辿る。それについては割愛しよう。さて、いよいよマルクス主義の国家論を検討する段階である。ところが、マルクスには体系的な国家論は存在しないし、マルクスの実際上の唯一の「国家論」が『ヘーゲル国法論批判』と『ヘーゲル法哲学批判序論』であるにすぎない。マルクスの『ヘーゲル国法論批判』は、ヘーゲルの『法の哲学』の第二一節から第三一三節まで扱う三九葉の未推敲の原稿であり、一九二七年になって初めて公刊されたものである。つまり、マルクス自身、公刊を意図したのではなく、その内容もまたヘーゲルの「政治的国家」を論ずるにとどまっているから、ヘーゲル国家論批判とも呼べるものではない。マルクスのヘーゲル批判は、ヘーゲルにおいて国家と市民社会の関係が転倒しており、かつそれらの関係はヘーゲルが示唆した形では媒介されない、という点にある。国家は、市民社会の特殊な所有利害を反映するにもかかわらず、「精神」によって隠蔽される。マルクスにとって、その解決とは、初期においては私的所有や階級の廃止というジャコバンの、平等主義的、共和制民主主義的見解であり、後期では明白に共産主義的なものである。しかし、ヴィンセントによれば、「マルクスの二つの解決

策の奇妙な点は、私的自由や私的諸権利というブルジョア観念を廃止する点にあり、それは事実上、初期ヘーゲルと同じく、ギリシャのポリスへの回帰を示す」という。ヴィンセントのこの批判はいささか粗雑すぎる。共産主義運動は何らかの形で共同体の復活運動であるが、少なくとも単純なポリスへの回帰ではない。初期マルクスにおいてすら、「社会革命が全体の立場にあるのは、それが……非人間化された生活にたいする人間の抗議だからであり、現実の個々人の立場にたっているからであり、また個人がそれらから切りはなされていることにたいして反対するような共同体こそ、人間の真の共同体であり、人間の本質だからである。」⁽¹⁾ヴィンセントの理解においても、ギリシャは個人の領域、そしてまた制度からの疎外を知らなかった。一八四四年の段階で、マルクスは哲学术語で論じているとはいえ、ヘーゲルの、そしてヘーゲルのポリス憧憬に追従してはいない。ここでは要するにマルクスの共同体、市民社会、そしてとりわけアゾチアチオン概念に関するヴィンセントの理解不足が決定的となっている。⁽²⁾さて、後期マルクスの思想的視点、即ち、『経済学批判』への「序言」の所謂「導びきの糸」の問題であるが、ヴィンセントはこれがマルクス主義の伝統的な国家説明となるという。しかし、それ以降、マルクスは「国家」の語で果して何を意味したのか、という疑問と、何か明確な国家説明が存在するのか、という疑問があるという。前者の疑問については、国家そのものの叙述が断片的であるし、ある時には国家Ⅱ一定の政治制度、またある時には国家Ⅱ政府、またある時にはガヴァメントが政治制度、官僚制、警察及び軍事機構を含んでいる。そして、官僚制と行政の関係も明白でない。後者の疑問については、『共産党宣言』では国家は資本家階級の利害の凝縮物とするが、『ブリュメール一八日』では国家は金融資本家のような一階級の一階層を代表する場合があるようにバラバラである。『ブリュメール一八日』では、一八四八年乃至一八五〇年の政治状況で国家はいずれの階級利益を代表しない場合もある。(この例は、過渡期国家、階級均衡国家、また例外国家として論ぜられてきたのであって、ヴィンセントのいうように一義的に論ぜられたわけではない。しかし、過渡期国家論や階級均衡国家論自体もヴィンセントと違った角度から批判されている。中木康夫の研究。)更に、ヴィンセントの疑問は——後にもう一度提起されるが——国

家死滅論と関係する共產主義段階での国家の性格、即ち「政府の機能は単なる管理機能に転化する」（『社会民主同盟と国際労働者協会』一八七二年）や「国家階層制を廃止して人民の高慢な主人たちをいつでも解任できる公僕におきかえる」（『フランスにおける内乱』草稿、一八七一年）というマルクスの表現である。ここでは、行政が国家死滅後の状況に適用するようにみえる。しかし、行政は、法律体系、一定の権威による嚮導、ある種の分業、階続性等々——これらは権威や国家性と結びつけられる多くの特性を含んでいる——それらもなくしてどうして運営できるのだろうか。マルクスは未来社会の正確な青写真を描くことは「非科学的」であるが故に避けたとはいえ、その難問には答えていない。

次に、グラムシの思想の検討に移ろう。グラムシは、（ヴェンセントによって）ルカーチやコルシユと共に思想や意志の影響力及び上部構造の土台への反作用性を重視した点で評価されている。グラムシ思想の中心観念はヘゲモニーの観念である。ヘゲモニーは精妙な文化的支配形態を表わす。国家は、ブルジョア・ヘゲモニーとプロレタリア・ヘゲモニーが争われる領域である。その為、双方の知識人や教育過程が総動員される。国家はそうした闘争の主要領域であり、その闘争が経済的土台に反作用する意味で「相対的自立性」を有している。その際、市民社会とは、経済諸関係ではなく「ヘゲモニー機能に一致する、有機的組織の総体」である。しかし、グラムシの表現には、「国家Ⅱ政治社会十市民社会」の規定や、国家Ⅱ強制装置、国家Ⅱ市民社会の表現もある。だから、グラムシの国家概念を明確に捕捉することは難しいといえ、ただグラムシについて以下の点がかれの貢献といえよう。①階級支配の概念を再評釈し、国家Ⅱ支配道具説を修正し、現代民主主義においては階級支配には少なからぬ制約が存在していることを主張したこと。②支配が以前考えられていたよりも複雑であること。即ち、ブルジョア・ヘゲモニーは大衆から同意をひきだしており、公然たる強制は必ずしも明白な特徴ではないと、指摘したこと。③国家は知的思想やその論争を求める領域であり、経済的土台に反作用するとすることに よって、国家により能動的・創造的役割を与えたこと。④革命は徹底した対決を意味するのではなく、むしろ知的運動を意味する、と主張したことである。

階級国家理論で最後に検討されるのが構造主義的マルクス主義乃至ネオ・マルクス主義である。まず、アルチュセールやブーランザスである。かれらをマルクス主義思想内部で分類（例えばヒューマンスティックなマルクス主義か科学的なマルクス主義か）しがたいのは、かれらが一面ではヒューマンスティックなあるいは初期のマルクス主義を拒絶することから客観的「科学的」マルクス主義に近いと考えられるのに、両者ともグラムシの思想的な弟子であることを自認したりもすることである。要するに、かれらの主張は、経済的、政治的、イデオロギー的という三つのレヴェルを含む諸構造を主張することに特徴がある。確かに経済決定論や土台還元主義を脱しようとする意欲はあるが、これらの三つの構造はいずれも支配的でありうるとしても経済的構造が決定的であるとする。だから、これは、硬直した決定論の隠蔽された形態にすぎない。かれらの主張が、粗雑な経済主義や国家支配道具説に反対してみせても、それは「劇的に世界をゆさぶる転換とは思えない。」一九六〇年代におけるブーランザス、ミリバンド論争は、ブーランザスのその特徴を暴露しており、ミリバンドの方に分がある。また、ネオ・マルクス主義については、西ドイツを中心にした「論理導出派」や、後期ブーランザスに追隨する「階級闘争派」がいるが、同工異曲にすぎない。ただ、オッフエやハーバースらの「国家独自性」論者は、「最近のマルクス主義の中で最も洞察力があり興味深い人物であり、……この思想を極めて精巧な現代国家理論へと発展させている。」

本章の結論部分でヴィンセントが検討するのは、マルクス主義の国家死滅論である。マルクスの場合、「死滅」の観念を得ていないが、「公的権力は政治的性格を失う」、あるいは（『フランスの内乱』の中で一八七一年のパリ・コミューンに関して）中央の行政、司法、立法部の遺棄と、警察、軍部等々の廃止を考察している。エンゲルスは、「死滅する」、「消滅する」、「眠り込む」、「自ら死滅する」、そして「廃止する」ともいう。レーニンが、「廃止」をブルジョア国家に、そして「死滅」をプロレタリア国家に結びつけたのは、単純でかつあいまいである。未来の共産主義段階での国家についてマルクスやエンゲルスの考察が周到でないことはその通りであろう。しかし、少なくとも、「国家の廃止」の用語につ

いては、『社会民主同盟と国際労働者協会』やエンゲルスの『反デューリング論』（また、『空想から科学への社会主義の発展』でも）におけるその用語は、バク、ニン、派の用語であつて、かれらはその用語を批判しているのである。また、『消滅』の語は、エンゲルスの『権威について』の中に見ることができ、その意味内容は「死滅」と変りない。

第六章は、多元主義国家理論についてである。多元主義には多様な意味があるから、ヴァインセントはまず、それを哲学的、倫理的、文化的、政治的の四つの多元主義に区分した上で、政治的多元主義に限定して論ずる。政治的多元主義は他の多元主義と、ある面で重畳し、ある面では重ならない。政治的多元主義が他の多元主義と最も異なる点は、社会生活を団体の観点から論ずる点にある。政治的多元主義の特徴は、一つの学派を構成するものではなく政治思想の一つの傾向であることである。かれらは一元論的国家への不信や現実の国家の増大に対する嫌悪から出発している。その意味で、政治的多元主義は、A・F・ペントレーのようなアメリカ多元主義やフィギスのようなイギリス多元主義、また、ギルド社会主義やサンディカルズム、アナルコ・サンディカルズム、そしてまたブルードルやクロポトキンのような無政府主義をも含む多様な思想潮流である。しかし、サンディカルズムや共産主義的無政府主義は国家自体を否定するからここでの検討から省かれる。その上、ヴァインセントは、(本書では)記述的国家論よりも規範的国家論を探究することから、記述的なアメリカ多元主義には余り言及せず、第一義的には、イギリス多元主義及びギルド社会主義に限定する。イギリス多元主義でとり上げられるのは、フィギス、メイトランド、初期ラスキであり、ギルド社会主義は、ウェップ夫妻、(ペンティ、ペロックを除いて)コールやホブソンである。かれらは、オットー・フォン・ギルケの影響をうけつつ、中央集権的な国家に對置する団体論を、中世一五世紀の公会議首位運動や中世ギルドの存在までさかのぼって展開した。かれらの主張の眼目は、人間は団体内部で労働する社会的動物であり、団体は諸個人の集合ではなく實在的法人格であり、また団体こそ國家に抵抗する自由の砦である、という点にあった。即ち、①団体生活に存在する自由の觀念が中心的位置を占

めること、②一元論的主権の批判及び権威や権力を移譲する提案、③団体の実在的人格概念の主張、④以上の集成としての多元主義国家理論であった。かくして、多元主義思想の中核的な価値は自由にあるが、その時自由は団体への権力や権威の分散と同一視されたのである（自由は、個人、とりわけ個人の諸権利とは同定されなかった）。個人そのものは団体の文脈にある以外、自由を所有しえなかった。要するに、社会は個人の集合体ではなく、団体の複雑な網の目であった。無論、かれらは、個人の自立性はいえないと論じているのではない。団体生活が個人の自由や良心をよりよく保証すると主張するのである。それは中央集権的国家に対し抵抗しうるのが個人よりも団体であるからである。しかし、問題は、かれらに、自由とは何か、という本質的な議論が欠けたことである。かれらは、自由の意味よりもいかに自由が保たれるべきかを問題にした。そしてまた、問題は主権に関してもある。かれらが拒絶した（ボダンやホッブズ等の）主権論は、それが法や権利は主権者の命令にすぎないとする点にあった。主権者の意志がまた道徳的意志とみなされる点にも拒絶の理由があった。そうした主権論は、団体生活の豊かな複雑性を全く理解せず、個人や団体の自らの判断能力を奪い、従って自由を弱体化するものであった。多元主義者は、主権の全面的放棄を主張したのではない。むしろ、その性質の根本的変革を主張したのである。即ち、主権は多元化されることが必要であった。だから、無政府主義ではなくてポリアーキズムであったのである。しかし、主権がそもそも「至高のもの」であれば、多元的主権とは「主権」そのものを無意味にしてしまう（とはいえ、すべての人民が主権を有するという人民主権——すべてが至高であればすべてが至高でなくなる——よりも有意義であった）。政治的多元主義の③の特徴、団体人格論、これは、自由や多元的主権と結びつけられている。実在人格概念自体は、ローマ法、キャノン法、^{プロセキヤス}注釈学派、後注釈学派までさかのぼることができる。しかし、サヴィーニはそれを個人主義的に位置づけた。それに対してギールケは団体に基礎づけたのであった。団体は立法行為によつて生じたものではなかった。自然に太古から存在していた。ギールケの主張をうけて、メイトランドは、イギリス信託理論を反駁しつつ、団体の実在人格を主張した。団体の実在人格とは、法律上確認されるべき実在の人格をもつ自然的

存在、である。それは有機体と同様の成長原理をもち、めいめいの構成員を結びつけた特定の目的を追求する点で独自の意志をもつものである。とはいえ、団体人格が生物的に実在するというのではない。団体は、結婚出来ないし団体の為に働く人間を必要とする。要するに、団体は、法律的・規範的な意味で、実在の人格なのである。これらの諸特徴、即ち、団体生活による自由、多元的主権、団体人格論を集成するものが多元主義国家理論である。しかし、そこには、国家用語が不鮮明であるという根本問題があるし、また、国家とは何か、ということについて統一されないまま多様な説明に終始するという問題がある。用語上の不正確さは、かれらの、社会、国家、政府という諸概念にもあつて、ある時には区別されたりある時には同一視される。初期ラスキヤコールは国家Ⅱ政府であり、フィギスは国家Ⅱ「諸社会の中の社会」である。しかし、共通する国家観念とは、国家が諸団体の集合全体の公権力であるといえるであろう。コールは、『産業自治論』（一九一七年）、『社会理論』（一九二〇年）、『ギルド社会主義再論』（一九八〇年）、それぞれの著書で国家の説明が異なる。ホブソン（『全国ギルドと国家』一九二〇年）の場合、混乱が更に著しい。ただ、フィギスの場合、国家は「生きた諸意志の総合」とされ、全体を代表する点でそれ以外のすべての団体と異なる場合もある。国家は政府のような特定機関を通じて活動する。従つて、フィギスの国家概念には広狭二様の意味があり、広義には諸団体の全体性の意味を、狭義には政府という中心点である。

しかし、多元主義の主張には、二つの根本的な疑問が生ずる。一つは、団体はいかなる国家とも同じ程度に自由に対して抑圧的、不寛容、破壊的であることがありえないのか、ということであり、二つに、中央集権的国家が団体よりも人間的自由や自己発展をよりよく最大化することはありえないのか、という疑問である。最初の疑問は、イタリア・ファシスタ国家で、様々な団体の幹部をファシスタ党員が独占したことによつて団体が内部的に抑圧的であつたことは歴史的に実証済みのことであり、現代でもコーポラティズム論で提起されている問題でもある。第二の疑問は少なくとも多元主義論の文脈に引き戻せば、諸々の団体間に共通善が存在しないのか、といいかえることができよう。しかし、多元主義はその

いずれにも答えていない。

第七章は、「国家の理論を我々は必要としているのだろうか」というタイトルを掲げる。しかし、ヴィンセントは、その自問には直接的に答えてはいない。ただ、マクファーンソンの同名の書にあるマクファーンソンの三通りの「我々とは何か」吟味した上で、「我々」とはすべてであると答えるにとどまっている。第七章は、新しい諸点が展開されているが、最も有益な点は第二章から第六章までの総括であろう。ヴィンセントはそもそも本書を「国家とは何か」という問いから着手した。その問いに対して形式的と実質的の二様の解答を示した。その形式的な答えとは「政治体に秩序や継続性を与え、治者・被治者双方をこえる公権力であ」った。その実質的な答えが第二章から第六章までの各々の国家理論であるが、それを以下の様に要約する。

一、絶対主義理論では、公権力とは神授権を具現し王国を領有する絶対的主権者人格（擬制的乃至実在的人格は問わず）である。主権者の利害が国家の利害である。

二、立憲理論では、公権力とは複雑な制度構造である。その構造は、歴史的、法律的、道徳的、哲学的諸主張を通して、権威や権力の自己制限と多様化を具現し、そしてまた権力を制度化し、市民、法律、制度間の諸関係を規制するべく作用する諸規則や規範をもつ複雑な階層秩序を具現する。

三、人倫理論では、公権力とは市民団体の最大限の倫理的自己発展や自由を方向づける立憲君主政の市民、団体、制度の方法である。それは、個人の認識傾向と、制度構造や規則の目的との統一である。

四、階級理論では、公権力とは支配階級の利害の制度的な総括形態である。それは究極的に、資本蓄積と私有財産の擁護に向けられる。

五、多元主義理論では、公権力とは一般的にいえば、生きた準・自立的な諸団体（実在的法人格と理解される）の総合

である。団体は統合されるのであって吸収されるのではない。公権力を狭く焦点づければ、諸団体の共通利益の為に活動する政府を意味する。以上が、本書の概要である。

注

- (1) 拙稿「リヴァイアサンの論理」(三)、鹿児島大学『法学論集』第二三卷第一・二号合併号、九八―一二二頁。及び、「ホッブズ国家論の一断面」、『広島法学』第一一卷第三・四号合併号、四八―五二頁、参照のこと。
- (2) 小野紀明『精神史としての政治思想史』、行人社、一九八八年、三一九頁。
- (3) A. Vincent, *Theories of the State*, pp. 47, 185.
- (4) W. Ullman, *Medieval Political Thought*, Penguin Books, 1965, p. 18 朝倉文一訳『中世ヨーロッパの政治思想』、御茶の水書房、一九八三年、一一頁。
- (5) モンテスキュー、野田良之他訳『法の精神』上、岩波書店、一九八七年、二二二頁。
- (6) マデイソン「抑制均衡の理論」、『ザ・フェデラリスト』第五一篇、世界の名著、三三卷、中央公論社、二九七頁。
- (7) 福田歓一『政治学史』東大出版会、一九八五年、四九―一一頁。
- (8) 金子武蔵『ヘーゲルの国家観』、岩波書店、昭和一九年、四五―一三頁(但し、昭和四五年版を使用)
- (9) 福田、前掲書、四九五頁。
- (10) Vincent, *op. cit.*, p. 158
- (11) マルクス「プロイセン国王と社会改革」マルクス・エンゲルス全集第一卷、大月書店、四四五頁。
- (12) 拙稿「ホッブズ国家論の一断面」、六一頁。なお詳しくは、杉原四郎他『アソシアシオンの想像力』、平凡社、一九八九年、参照のこと。

三

既に、各章毎に、重大と思われる問題点については指摘したので、その他の問題を若干、言及するにとどめよう。

本書は、様々な用語の語源や歴史の変遷を辿り、そして何よりも、極めて業績の少ない研究分野である理論としての国家理論の分野にくいこもうとしている。

しかし、本書のめざすものは、政治思想史ではないことはもとより、「人間とは何か」の問いに発した政治理論史（例えば、南原繁『政治理論史』、藤原保信『西洋政治理論史』）や政治学史（例えば、福田敏一『政治学史』）でもないであろう。ヴィンセントは「人間性」と国家との繋がりを一旦、切断しているからである（第一章四三頁以下）。そしてまた、近代国家発生以降の国家理論史や国家思想史でもない。ある意味で〈History of Ideas〉の立場に近いとはいえ、Q・スキナーを批判している（八頁。原註1）ことからしても、その立場ではなく、歴史に対して著しく禁欲的である。ただかれが表明するものは、規範的ノルマティブな国家理論の解明をめざす、ということにすぎない。現実変革をめざすものではなく、特定の歴史法則に立たず、また何らかの「指令」プレスクリプティブも含まないとすれば、その「規範的」な「国家理論」とは何であろうか。かれが多元主義国家理論に対して「中央集権的国家が団体よりも自由を最大化しないだろうか」と問う時、団体の抑圧性もさることながら「自由な国家とは何か」をも思慮しなければなるまい。また、ヘーゲルやマルクスに関しギリシャのポリスへの憧憬や回帰を指摘する場合、価値と共同体との関係を明らかにしなければなるまい。規範的根拠としての何らかの「永遠なるもの」——アイデアであれ、善であれ——との対決か、あるいはソフィストのような個人主義的規範的な価値との対決なのか——その意味で、ヴィンセント自身のまさしく「政治哲学」（政治科学ではなく、例えば南原繁の『政治哲学序説』）のような政治哲学が、あるいはそれに基づいた国家論が必要であろう。確かに、そのことは最も困難な作業とはいえ、そうした規範的な国家理論なくしては「把握と評価とを結合して、その叙述を生み出すこと」（ヘーゲル『精神現

象学』序論)は不可能であろう。

最後に、本書の「傷」について述べなければならない。特に眼につくことは、ヴィンセントがヘーゲルやマルクスを引用する場合、出処が間違っていたり不精確であったり、読者には不明(孫引きも含めて)の場合が多々あることである。勿論、イギリスにおけるド、イ、ツ思想等の研究水準の問題も感じられる。とはいえ、引用された内容についても、例えば、「重要な」という意味が〈subtle〉の語となっていたり、〈in general, mind〉が〈in general mind〉となっていたり、〈Württemberg〉が〈Wirtenburg〉と記されたりしている。しかし、ドイツに限らず、ロックからの引用文でも〈his〉が〈his〉と表記されている。単なる不注意であろうが、解釈に大きな影響があることから、不注意では済まされないであろう。その他、単純なミス(通常の単語)や誤植、そしてヴィンセントの誤った「新造語」(例えば〈amniseration〉)がおよそ二〇ヶ所あるのは非常に惜まれる。